

「原子力事業者防災業務計画」の修正について

1. 修正内容

(1) 発電電分離による社内組織改正等の反映

社内組織名称等を「北陸電力送配電株式会社」へ変更するとともに、指揮命令を具体化。

(2) 国コメントの反映（副原子力防災管理者の最低人数の追加）

2018年12月10日の面談時における「副原子力防災管理者について、原子力防災管理者を補佐する役割と、原子力防災管理者の職務を代行する役割があることを踏まえ、防災組織が機能する上で選任しておくべき最低必要な人数について、今後、原子力事業者防災業務計画に記載すること」の意見を踏まえ記載するもの。

⇒平常時・緊急時の要件を踏まえ、「7名（平常時の体制確保要件）」を最低人数として原子力事業者防災業務計画に記載する。

副原子力防災管理者は、社内規定等を踏まえ、以下の要件を満足する必要がある。（これまで実施してきた運用との整合性の観点も考慮）

**【平常時の体制確保要件】**

**連絡当番の運用に係る社内規定の規定事項**

- ・平日夜間及び休日は副原子力防災管理者となりえる特別管理職1名（連絡当番A）、及び特別管理職又は一般役職のうち2名（連絡当番B）の合計3名が輪番により当番にあたる。

⇒平常時の連絡当番体制（輪番制）が成立することが要件と整理し、**最低7名を必要人数**とした。（当社の労務管理上「宿直勤務は週1回を限度」を基本としているため、1週間を輪番できる人数を最低数と整理）

**【緊急時の体制確保要件】**

**「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の規定事項**

- ・副原子力防災管理者は所長代理、発電部長、技術部長、保修部長、その他技術系特別管理職（当直長除く。）及び総務部長とし、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。原子力防災管理者が不在の場合は、原則として上記の順位によりその職務を代行する。

⇒その他技術系特別管理職を最低1名は選任し、合計6名以上は必ず選任が必要  
また、6名の選任があれば、発電所本部の本部長（原子力防災管理者）を代行・補佐する「本部長代理」及び「副本部長（技術総括・情報総括）」の常時確保（2交替での対応）が十分可能

(3) その他の修正案件

- ①社内組織名称の変更（土木部⇒土木建築部）の反映
- ②原災法規則改正内容の反映（様式の変更等（2019/7/1 読替対応済み））
- ③原子力災害対策指針改正内容の反映
- ④石川県地域防災計画修正内容の反映 など

以上